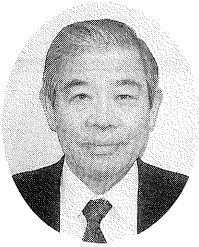


巻頭言



臭化メチルの不可欠用途申請に対する主要国の対応

財団法人 日本植物調節剤研究協会 評議員
 社団法人 日本くん蒸技術協会理事・事務局長

楯谷昭夫

広範囲な土壌病虫害の防除と除草に高い効果を有し、扱い易い臭化メチルは、2005年からその生産は、不可欠用途と検疫処理を除いて全廃された。2004年11月にチェコの首都プラハで、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第16回締約国会合が開催され、2005年分の臭化メチルの不可欠用途規制除外の数量が決定された。日本は、キュウリ、メロン、スイカ、ピーマンの土壌伝染性ウィルス（CGMMV と PMMoV）の防除およびクリに付着するクリシギゾウムシのくん蒸処理のため臭化メチルが不可欠であるとして申請していたが、1991年の生産レベルの基準値（6,107トン）の12.2%に相当する748トンが申請通り認められた。12.2%という数字は、フランスについて少ないもので、日本が早くから臭化メチルの全廃を視野に入れ代替剤の開発に相当努力をしたことを意味する。

米国は、トマト、イチゴ、ピーマン、芝生、切り花、果樹と林木の苗木用などの土壌消毒、カカオと小麦等のくん蒸処理とハム工場のくん蒸のため不可欠用途として10,753.997トン申請し、9,526.313トンが決議された。これは、基準値（25,529トン）の37.3%に相当する。2004年の規制数量が30%であるから、全廃となる2005年に30%を超えることに対しECははじめ各国から非難する声が高く上がった。しかしながら、米国は、土壌病虫害を一発で完全に処理できる代替剤はない、主要代替剤の使用規制が厳しい、代替剤を用いても処理後定植までに少なくとも1ヶ月を要し、その経済的実用性は非常に小さいことからこれほどの申請に至ったと主張した。米国は、オゾン層を保護することは重要なこと、しかしながら、米国農産物が2014年まで臭化メチルを使用できる中南米諸国の農産物と競争し、自国の農業を保護し、米国消費者を保護することも重要であるとし、37.3%はこ

のバランスを示す大きさであると主張した。この主張は、自国の産業の保護を優先し京都議定書に批准しないことと一脈相通じるものがある。しかしながら、2006年には、開発途上国のための多国間基金の枠組みと臭化メチルの規制スケジュールの見直しを論議することになっているが、途上国は米国が得た不可欠用途数量を見れば、途上国の規制スケジュールの前倒しに理解を得られるか不安視する向きが大きい。

他方、EUは25カ国中10カ国がイチゴ、トマトの土壌消毒と穀類のくん蒸のため不可欠用途として臭化メチルを5,754.361トン申請した。第16回締約国会合では4,392.764トンが決議されたが、その後ヨーロッパ委員会（EC）は代替剤の有無を独自に精査し、2005年の不可欠用途数量は2,777トンとすることを提案し、EUはこれを承認した。申請数量の大きいスペインは、決議数量の80%を、イタリアは65%を返上したとの話である。折角決議されたものを返上するわけであるから、スペインとイタリアの農家の気持ちが察せられる。EUでは臭化メチルを使用するときには、その放出を削減するため難透過性フィルム（VIF）を使用しなければならない。EUがいかに環境保全に重点を置いているか想像に難くない。日本、米国とEUは不可欠用途申請への対応に少なからず温度差が感じられる。

2004年は日本では夏の猛暑、10を超える台風の本土襲来、新潟県中越大地震と自然災害に見舞われた。海外では年末にスマトラ島沖大地震が発生した。これらの自然災害は人類の産業活動に基づく地球温暖化とオゾン層破壊とは関わりのないことを願いつつ、また、産業活動と環境保全のバランスを図る一層の努力が求められる。